

2021年度 第2回町田市外郭団体監理委員会 議事要旨

開催日時: 2022年2月1日(木) 13:30~14:55

開催場所: 町田市庁舎2階 会議室2-2

出席者: (委員長) 前田成東

(委員) 神山和美、前原一彦、小林大祐

傍聴者: 0名

事務局: 4名

1. 開会

事務局から本日の委員会の流れや今後の審議の進め方などについて説明した。

2. 外郭団体の該当要件と区分の見直し

(1) 事務局説明

事務局である総務課から、外郭団体の該当要件と区分の見直しについて、資料3を用いて説明した。

(2) 外郭団体の該当要件と区分の見直しについての審議

小林委員) 外郭団体の該当要件について、役職員を理事、取締役、監事・監査役の4種類に限定したとのことである。ここに含まれなかった役職員は他に何かあるか。

事務局) 評議員がある。

小林委員) 評議員は法律上の役職ではないということか。

事務局) 社会福祉法人の法人形態の場合は、法律上の役職である。その他の法人形態の場合にも評議員を置いている場合があるが、それらは法律に基づくものではない。

小林委員) 評議員は、該当要件の要件に含めなくて問題ないか。

事務局) 問題ないと考えている。法律上設置する社会福祉法人の評議員は、理事会などで審議した団体の運営に関する内容が適当であるかを確認する立場である。監事や監査役と同じような立ち位置で、団体の運営に直接関われる立場ではないと考えている。

前田委員長) 現状では、大学などの学校法人における評議員も同様であり、執行部的に経営方針を決定するのはあくまでも理事会である。評議員というのは、理事会で決定した事項をチェックする機能であり、実質的な決定権限はないという理解である。

前原委員) 参考までに確認したいが、例えば資料2-1の基本情報調査票にあるまちだ観光協会の記載例でいうと、2. 資本金等の「市以外の主な出資者・寄付者」の欄に、

個人からの出資がある。亡くなったら相続財産の中に入れて、処分するという
とか。

事務局) 個人からの出資について、相続した場合については想定していなかった。

前原委員) 個人からの出資は、支出しっぱなしのものであるから、その個人が亡くなった場
合でも、この例で言えば、3分の2は市が持っているから影響はないという理解
か。

事務局) 団体を解散した場合に、出資金が相続人に返還されると理解している。

前原委員) 確かに個人の方が亡くなった場合は、出資金については親族などに相続され、最
最終的に団体が解散した場合には、出資金が相続した方に返還される。

前田委員長) この記載例の個人からの出資とは、特定の個人からの出資を記載している想定か。

事務局) 個人からの出資があった場合には、個人がまとまって団体として出資した場合で
なければ、個人1人ごとに出資金を記載する。その上で、金額が大きい上位3団
体を記載する。

前田委員長) 実際に個人からの出資がある団体はあるか。

事務局) エルム・スリー管理株式会社などでは、設立当時の定款などを確認すると、個人
からの出資がある。なので、例えば、2人の個人からの出資があった場合は、個
人からの出資と2段記載し、金額の大きい順にそれぞれ出資額を記載する。

神山委員) 事務局からの説明によれば、新しい指導監督区分により基本情報公表団体から監
理団体に変更になる団体所管部から、団体の独立性を高めることを目指している
方向性との齟齬が生じる、という意見があったとのことである。しかし、あくま
で市政の補完や代替機能というのは、外郭団体が担う機能であって、指導監督を
高めることと外郭団体の独立性を高めるということは、相反するものではない。

事務局) 事務局としても神山委員と同様の認識を持っており、団体所管部に説明している
ところである。市としては新しい基準の適用について、団体とのあり方を検討す
る機会としたいと感じている。

神山委員) 答申書P11などの新たな外郭団体の該当要件の②ーイに「500万円以上の団
体等の運営資金の貸付(特定の団体を対象としているものに限る)を行っていない
もの」とある。細かなことではあるが、「500万円以上の」という言葉が「運
営資金」ではなく、「団体等」にかかっているように感じる。「団体等の」はなく
てもいいのではないか。

事務局) 分かりにくい表現であったため、「団体等の」という言葉は削除する。

神山委員) また、答申書P11の上の表の定義の部分に「市から団体への支援について、公
共すべき外郭団体」とあるが、「公共」は「公表」ではないかと思う。

事務局) 誤りであるため、「公表」に修正する。

神山委員) 資料1-3「町田市の外郭団体について」の1. 外郭団体の指定にある【外郭団

体の該当要件】について、②～⑦の要件は「市が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしているもの」の具体的な要件として挙げられているものである。具体的な要件のみ記載してしまうと分かりづらいので、この記載を活かすのであれば、適宜「市が」など補足した方がいい。

事務局) 分かりやすい表現に修正したい。

前田委員長) 答申書P 7の②市と外部団体のかかわり類型ごとの外郭団体の指定の必要性において、「まず、検討を行う類型については、地方自治法第199条（監査委員による監査）、第221条（長の調査権）を参考に、「出資・出えん」「補助金・交付金・負担金・利子補給」「貸付金」「損失補償・借入保証」「信託」「人的支援」「指定管理者」「委託」の8類型とした。」という記載がある。

例えば、地方自治法第199条の監査委員による監査には、出資・出えん25%以上という要件があり、地方自治法第221条の長の調査権には出資・出えん50%以上という要件がある。地方自治法について詳細な知識のない方が読むと、監査委員の監査や長の調査権が全体に及ぶように見える可能性がある。

出資・出えんだけ細かく記載すると他の項目との兼ね合いでかえって分かりづらくなることもあるが、分かりやすいように何%など補足する必要はないか。

事務局) 市と外部団体のかかわりの項目を検討している部分なので、補足記載は不要であると考えている。

前田委員長) 答申書P 8などの新たな外郭団体の該当要件の②-オに『『公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律』に基づき市職員を派遣しているもの』と記載されている。法律の名称を『』で括っており、違和感がある。「」でいいように感じるが、何か市としてのルールがあるのか。

事務局) 文献などを引用する場合などは『』を使用する認識であるが、法律名を『』を使用するルールはないため、「」に修正する。

前田委員長) 答申書P 9【外郭団体の該当要件の新旧対照表】の新たな該当要件にある下線は最終的には残すのか。

事務局) 最終的には削除する。

前田委員長) 現段階では、分かりやすいように下線を引いているということで理解した。

(3) 外郭団体の該当要件と区分の見直しについての委員会総括

前田委員長) 答申書P 8の【新たな外郭団体の該当要件】②-イ「500万円以上の団体等の運営資金の貸付（特定の団体を対象としているものに限る）を支出しているもの」の「団体等」については、分かりづらいため削除していただきたい。

同じく②-オ『『公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律』に基づき市職員を派遣しているもの』の『』については、「」に修正していただきたい

い。

P 1 1 の指導監督区分の表の定義に「市から団体への支援について、公共すべき外郭団体」の「公共」については誤りであるので、修正していただきたい。

3. 外郭団体基本情報調査票等の見直し

(1) 事務局説明

事務局である総務課から、外郭団体基本情報調査票の見直しについて、資料 2-1、2-2、3 を用いて説明した。

(2) 外郭団体基本情報調査票等の見直しについての審議

前原委員) 2. 資本金等の「市以外の主な出資者・寄付者」について、出資と寄付を混ぜているのはなぜか。

事務局) この「市以外の主な出資者・寄付者」の寄付は、出資の意味の寄付である。本来であれば、ここは出資だけを記載すればよいのだが、社会福祉法人は制度上、出資にあたる寄付を行っており、それもとらえた表現としている。いわゆる寄付を含めているものではない。

前原委員) 「寄付者」と明記すると、いわゆる寄付との区別がつきづらいのではないか。

事務局) 「市以外の主な出資者」とした上で、注釈で「社会福祉法人においては、寄付も含む」ことを明記することで対応したいと思う。

前原委員) 3. 財務状況 (4) 外郭団体への財政的支援について、どのように読むのか確認したい。「④損失補償・借入保証契約にかかる債務残高」の例として、その下に「(参考) 委託料」「(参考) 指定管理料」があるということか。

事務局) 「④損失補償・借入保証契約にかかる債務残高」と、「(参考) 委託料」「(参考) 指定管理料」は、関連がない別のものである。

前原委員) 「④損失補償・借入保証契約にかかる債務残高」の参考のように見えてしまうので、工夫したほうがいい。

事務局) 「⑤ (参考) 委託料」「⑥ (参考) 指定管理料」など、わかりやすく修正したいと思う。

前原委員) 例えば補助金は、補助金額全体 1, 970 万円に対し、その下の詳細では特定の補助対象者となっているもののみを 1, 100 万円と記載しており、金額が一致しない。特定のものとそうではないものを合計すると金額が一致するというのが例としてはわかりやすいので、検討していただきたい。

小林委員) 「3. 財務状況」の (4) 当該団体への財政的支援に、「【補助金】※特定の補助対象者となっているもののみ記載」とある。「特定の」という言葉が分かりにくい

ように感じるが、どのような区別なのか。

事務局) 補助金の交付対象者について、要件を記載して一般的に交付しているものではなく、固有名詞で団体を特定しているものを想定している。

小林委員) その団体以外に補助金の対象者がいないということか。

事務局) そのとおりである。外郭団体の該当要件も、特定の団体を対象としているものに限っており、それに合わせて項目を設定しているものである。

小林委員) 「(参考)【委託】」についても、「※特命随意契約によるもののみ記載」としており、「(参考)【指定管理】」についても、「※非公募によるもののみ記載」としているが、その必要性があるのか。

事務局) 委託については、通常の競争入札は競争で勝ち得ているものなので、記載する必要はないと考えた。一方で、特命随意契約のように団体を特定しているものについては、基本的には反対給付のあるものではあるが、対外的に見ると、特定の団体に特別な扱いをしているように見える可能性がある。指定管理についても同様に、非公募の場合は、特別な扱いをしているように見える可能性がある。

これらについては、外郭団体の該当要件で要件化していないもののため、記載する必要はないところである。しかし、事業上のかかわりが深いところではあるため、競争入札や公募をしていない部分については、参考として情報を記載することで、市と団体との関係を明示したいと考えている。

前田委員長) 関係性があるからこそ、積極的に透明性を高めていこうという考え方であると理解した。

神山委員) 「3. 財務状況」の(4)当該団体への財政的支援に、「①補助金」「(参考)委託」「(参考)指定管理」の項目を挙げているが、「②利子補給」「③貸付金残高」「④損失補償・借入保証による債務残高」がある場合についても、同様の内訳の欄を設けて記載する認識でよいか。

事務局) 「利子補給」「貸付金残高」「損失補償・借入保証による債務残高」の内訳の欄を設けることは想定していなかった。現在「利子補給」や「損失補償・借入保証による債務残高」の事実がないために内訳の欄自体を設定していなかったものである。理屈としては、特別な支援をしている点は同じなので、内訳の欄を設けた方がよいと感じる。

神山委員) 外郭団体の該当要件であるところではあるが、「利子補給」「貸付金残高」「損失補償・借入保証による債務残高」の事実が将来発生しえないというのであれば、(4)当該団体への財政的支援の「②利子補給」「③貸付金残高」「④損失補償・借入保証による債務残高」自体記載しなくてもいいと感じる。その上で、該当のある項目について、下の内訳の欄が記載されている、という運用でもいいと思う。実態に合わせて、どちらかに整理した方がいい。

事務局) (4)当該団体への財政的支援の項目については、将来発生しえない項目もあるが、様式としてはこのままとしたいと考えている。その上で、該当のある項目の

み、その下の内訳の欄を設けて補記する運用としていきたい。

神山委員) その場合、利子補給などの項目については、特命随意契約のみというような限定要件はつかないと思うので、整理していただきたい。

神山委員) 「4. 役職員数」の「役員」に、「理事・取締役」「監事・監査役」という記載がある。一方で、先程審議した答申書P 8の新たな外郭団体の該当要件②ーエに「役職員に市職員が就任しているもの」とあり、役職員とは、理事、取締役、監事・監査役であるとしている。もしこの要件がすべての団体に適用されるのであれば、「役員に市職員が就任しているもの」と、「役員」に統一してもいいのではないかと感じるので、検討していただきたい。

事務局) 「役員」に統一したい。

神山委員) 答申書P 12に「この整理と合わせて、監理団体用の調査票と基本情報公表団体用の調査票とを分け、基本情報公表団体の様式からは、市が指導監督する権限を持たない団体の経営についての項目を削除した。」とある。「市が指導監督する権限を持たない」ではなく、「市が指導監督する権限を持つ」だと思うがどうか。

事務局) 分かりにくい表現であったため、「市が指導監督する権限を持たない」の言葉は削除したい。

前田委員長) 基本情報調査票の項目から削除した欄の説明の中で、町田市情報公開条例の公開対象となるのは、監理団体のみという説明があった。

答申書の最後に関係例規としてP 27に「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」が掲載されている。第6は監理団体に対する指導監督について記載しており、同7号に「町田市情報公開条例第15条の規定により情報公開に努めていること。」とある。また、第7に「基本情報公表団体に対する指導監督は、当該団体の性質、事業内容、事業規模等を考慮し、監理団体に準じて行うものとする。」とある。

基本情報公表団体は、監理団体に準じて指導監督を行うのだから、町田市情報公開条例はかかっているように読めるがどうか。

事務局) 現行の指導監督要綱では、監理団体と基本情報公表団体の扱いについて、準じるという曖昧な部分があった。しかし、今回、指導監督区分の見直しを行い、監理団体は団体経営に対して指導監督していく団体、基本情報公表団体は市の特別な支援について説明をしていく団体という定義としており、指導監督要綱上の定義も変わっていくものである。

前田委員長) この指導監督要綱は今後改正する予定ということか。

事務局) そのとおりである。

前田委員長) 情報公開の道が閉ざされるというようなことは生じないか。

事務局) 現状でも、情報公開条例では、監理団体にしか努力義務はかかっていない状況である。

前田委員長) 指導監督要綱にあるとおり、監理団体に準じて基本情報公表団体にも情報公開条例の努力義務はかかっているのではないのか。

事務局) 指導監督要綱は、外郭団体が個人情報保護に努めることを規定しているのではなく、団体所管部が外郭団体に個人情報保護に努めてもらうよう指導監督することを規定しているものである。

情報公開条例には、監理団体のみが情報公開に努めることが明記されている。

前田委員長) 監理団体に限って言えば、基本情報調査票様式から情報公開の項目が削除されたとしても、情報公開条例にもとづいて情報公開請求があった場合については、情報公開される部分がある理解でよいか。欄がなくなったから、情報公開請求ができなくなるわけではないという理解でよいか。

事務局) そのように考えている。

前原委員) 3. 財務状況の(4)当該団体への財政的支援について、その下にある内訳で【補助金】、(参考)【委託】、(参考)【指定管理】にどれも①と番号が振られているが、「①補助金」「②利子補給金」などの番号と対比して記載した方がわかりやすい。

その上で、(4)当該団体への財政的支援の金額と、その下の内訳の金額は合わせた方がいい。この例で言えば、(参考)委託料については117,144千円とあり、下の内訳の特命随意契約によるものみの欄では2,800千円と一致していない。一方で、(参考)指定管理では35,000千円とあり、下の内訳の非公募によるものみの欄では35,000千円と一致しているが、なぜか。

事務局) この例の指定管理では金額が一致しているが、例えば、2件の指定管理を受託していて、一方が公募によるもの、もう一方が非公募によるもので団体を特定した場合、非公募のもののみ記載することになるので、金額が一致しないこととなる。

前原委員) 記載する人がわかりやすいようにしてほしいと思う。

通常の会計帳票の見方では、3. 財務状況の(2)正味財産増減計画書「経常収益うち市補助金」などの項目と、(4)当該団体への財政的支援についての項目は同額で一致し、その内訳も合計すると同額となり、金額は一致するものである。委託料でいえば、内訳にある特命随意契約とそうではないものの金額を合わせると、委託料総額と一致するというようになる。

事務局) 内訳を示しているというよりは、特別な契約の仕方をしているものなどを記載しているものである。委託を例にとれば、通常の一般競争入札についても記載すると膨大な件数となってしまう。そのため、委託すべてについて内訳を記載するのではなく、一部を記載していることがわかりやすくなるよう、「委託料うち特命随意契約によるもののみ記載」とするなど工夫したい。

(3) 外郭団体基本情報調査票等の見直しについての委員会総括

前田委員長) 2. 資本金等の「市以外の主な出資者・寄付者」の「・寄付者」については、削

除していただきたい。

3. 財務状況の(4)当該団体への財政的支援について、それぞれの項目の記載について、わかりやすい記載となるよう検討していただきたい。

答申書P12の四角囲いの上の「この整理と合わせて、監理団体用の調査票と基本情報公表団体用の調査票とを分け、基本情報公表団体の様式からは、市が指導監督する権限を持たない団体の経営についての項目を削除した。」の「市が指導監督する権限を持たない」は削除していただきたい。

P8の【新たな該当要件】の②-エ「役職員に市職員が就任しているもの」は、「役員に市職員が就任しているもの」に修正していただきたい。

4. 事務連絡

事務局から2022年度以降の団体運営状況評価の実施方法などについて説明した。

5. 閉会